1

２０２５年１１月７日

燃料油価格激変緩和補助金対象事業者各位

資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室
室長　甲元　信宏
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　取引企画課
課長　松本　博明

燃料油価格定額引下げ措置に関する御協力について（依頼）

本年 12 月 31 日からガソリンの当分の間税率（旧暫定税率）が廃止されることになりました。急激な価格変動による流通の混乱を抑制する観点から、燃料油価格定額引下げ措置の補助金支給単価について、以下のとおり段階的に引き上げることとします。

- 現行　ガソリンの支給単価：10 円/L、　軽油の支給単価：10 円/L
- 11 月 13 日（木）から　ガソリンの支給単価：15 円/L、　軽油の支給単価：15 円/L
- 11 月 27 日（木）から　ガソリンの支給単価：20 円/L、　軽油の支給単価：17.1 円/L
- 12 月 11 日（木）から　ガソリンの支給単価：25.1 円/L　軽油の支給単価：同上

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格が段階的に下がることになります。

元売及び輸入商社の各事業者におかれましては、本方針を御理解いただき、ガソリン等販売業者に対して差別対価や取引条件等の差別取扱いなど独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう法令遵守体制を確保していただくとともに、系列特約店等に対し、以下の取組を周知いただきますようお願いいたします。

○　卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくこと。

○　今後とも、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくこと。

○　資源エネルギー庁による価格モニタリング調査について、引き続き回答に御協力いただくこと。

◇本件に関するお問い合わせ先：
資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室　：０３－３５０１－１３２０
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　取引企画課：０３－３５８１－３３７１

1

２０２５年１１月７日

全国石油商業組合連合会
会長　森　洋　殿

資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室
室長　甲元　信宏
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　取引企画課
課長　松本　博明

燃料油価格定額引下げ措置に関する御協力について（依頼）

本年 12 月 31 日からガソリンの当分の間税率（旧暫定税率）が廃止されることになりました。急激な価格変動による流通の混乱を抑制する観点から、燃料油価格定額引下げ措置の補助金支給単価について、以下のとおり段階的に引き上げることとします。

- 現行　ガソリンの支給単価：10 円/L、　軽油の支給単価：10 円/L
- 11 月 13 日（木）から　ガソリンの支給単価：15 円/L、　軽油の支給単価：15 円/L
- 11 月 27 日（木）から　ガソリンの支給単価：20 円/L、　軽油の支給単価：17.1 円/L
- 12 月 11 日（木）から　ガソリンの支給単価：25.1 円/L　軽油の支給単価：同上

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格が段階的に下がることになります。
貴会におかれましては、本方針を御理解いただき、各ＳＳ事業者に対し、以下の取組を周知いただきますようお願いいたします。

○ 卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくこと。

○ 今後とも、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくこと。

○ 資源エネルギー庁による価格モニタリング調査について、引き続き回答に御協力いただくこと。

◇本件に関するお問い合わせ先：
資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室　　：０３－３５０１－１３２０
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　取引企画課：０３－３５８１－３３７１

2

２０２５年１１月７日

石油連盟
全国石油商業組合連合会　各位

資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室
室長　甲元　信宏

燃料油価格定額引下げ措置に関する安定供給に向けた対応について（協力依頼）

本年１１月５日の与野党６党による「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」の合意を受けて、ガソリン・軽油の当分の間税率（旧暫定税率）の廃止に向けて、本年１１月中旬から１２月中旬にかけて、燃料油価格定額引下げ措置における補助金を段階的に拡充していきます。

その際、同期間は、冬場における灯油の使用量の増加も見込まれるところ、ガソリン・軽油の買い控えや仮需が発生することで、流通の混乱が生じることも懸念されます。

今後、万一の災害など発生の可能性も想定し、全国的に、品切れなどの供給不足によって安定供給に支障をきたすことがないよう、以下の対応について、貴連盟に加盟する石油元売各社並びに貴連合会に加盟する石油組合及び石油販売事業者に対してご協力と周知をお願いいたします。

【石油元売各社へのお願い】

○ 冬場の需要期を迎え例年ローリーの配送体制がタイトとなる時期ではありますが、中小・小規模SS事業者に配慮しつつ、需要の変動等に柔軟に対応できるよう、配送計画を見直すなどにより、安定供給に向けた最大限の努力をお願いいたします。

○ また、在庫量や供給見通しに関する情報の収集に努めるなど、需給が逼迫した場合にも迅速な対応が可能となる取組をお願いいたします。

【石油販売事業者へのお願い】

○ ＳＳ事業者におかれましては、在庫状況を適切に把握し、ローリー配送体制を過度に逼迫させることがないよう、在庫の平準化に努めていただき、安定供給に向けた最大限の努力をお願いいたします。

資源エネルギー庁におきましては、消費者による買い控えや反動増を抑制する観点から、広報・周知活動を強化し、補助金による価格の段階的引下げの取組や、全石連と連携したこまめな給油を促す「満タン運動」への協力呼びかけなどを進めてまいります。

◇本件に関するお問い合わせ先：
資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室：０３－３５０１－１３２０

3

令和７年１１月７日

事業者各位

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部取引企画課
課長　松本　博明

燃料油価格定額引下げ措置に関する独占禁止法上の不当廉売の未然防止について
（依頼）

公正取引委員会では、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（以下「ガソリン不当廉売ガイドライン」という。）を策定し、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきているところです。

本年１２月３１日からガソリンの当分の間税率（旧暫定税率）が廃止されることになりました。急激な価格変動による流通の混乱を抑制する観点から、燃料油価格定額引下げ措置の補助金支給単価について、段階的に引き上げられることとなります。同補助金支給単価の段階的な引上げに伴い、今後、補助額を含めた実質的な燃料油の卸価格が段階的に低下することとなりますが、そうした状況の下、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した小売価格を設定する必要があります。

当委員会においては、ガソリン不当廉売ガイドラインに沿ってガソリン等販売業者による不当廉売等に迅速・厳正に対処していくこととしていますので、最近、不当廉売で注意等を受けている貴社におかれましても、このガソリン不当廉売ガイドラインを踏まえた適切な行動を採っていただくことにより、不当廉売の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課：０３－３５８１－３３７１